



第283号



- 26年度事業計画・予算の概要
- 安全衛生研修会 「事業場におけるメンタルヘルス対策の進め方」をテーマに開催
- 都受託講習会 「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」を開催
- 全産廃連 過積載防止の注意喚起について（お願い）
- 行政だより 東日本大震災における東京都の災害廃棄物処理について



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



次世代に贈る未来のために…

高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
- OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開



高俊興業株式会社

詳しくはWebへ
<http://www.takatoshi.co.jp>

本 社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号

TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842

市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)

TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362

〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62

東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)

〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号

TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010

技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内



一般社団法人東京都産業廃棄物協会 平成26年度事業計画及び収支予算について

[安全衛生研修会]
事業場におけるメンタルヘルス対策の進め方 10

都から受託の「産業廃棄物処理業者向け(入門)
講習会」を開催
～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 12

[全産廃連より]
貴協会会員企業における過積載防止の
注意喚起について(お願い) 16

[行政だより・東京都環境局]
東日本大震災における
東京都の災害廃棄物処理について 20

委員会報告 (建設廃棄物委員会、青年部、医療廃棄物委員会) 14

埼玉県の県外産廃事前協議制度が変わります！ 15

投稿 産廃業界初！高俊興業㈱・東京臨海工コ・プラントの電力使用抑制策が
省エネ大賞・中小企業庁長官賞を受賞！ 22

投稿 (株)東亜オイル興業所のインドネシアにおける廃油リサイクルに関する
実証研究事業について 24

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part77 26

地球温暖化対策 コンセントの向こう側 27

会員情報 28

城南島エコプラント売却先決定!! 29

講師余談・古代史散歩 30

よろず相談 (法律・過積載と欠格要件 (第1回)) 32

協会の主な今後の日程 35

事務局だより・編集後記 36

表紙の言葉 21

訂正とお詫び 9

一般社団法人東京都産業廃棄物協会 平成26年度事業計画及び収支予算について

平成26年3月12日(水)第8回理事会が開催され、新年度の事業計画・収支予算が決定されましたので、お知らせいたします。

平成26年度事業計画

首都東京から排出される膨大な産業廃棄物を適正に処理しリサイクルを推進していくためには、排出事業者、処理業者、都民、行政が責任と役割を踏まえ、具体的な連携・協働を活性化することが必要である。

このため、協会は、東京都との緊密な連携の下に、適正処理の推進を基本として活動してきたが、26年度においてもこれらを基本としつつ、25年度に引き続き、制度改正、災害廃棄物処理支援、首都直下地震対応、再生砕石問題、異物混入による事故の防止などの課題に取り組むとともに、随時発生する諸問題に臨機応変に対応する。また、法人化30周年記念事業を実施するとともに、会員サービス改善などにより会員増強に努めていく。

1. 適正処理推進事業【公益的事業】

(1) 調査研究事業

1) 調査研究

制度改革や静脈産業の海外展開・国際化を視野に入れ、適正処理の推進と循環型社会の進展に向けた調査研究を行い、国や東京都などに対し提案・要望を行う。

2) 普及啓発

調査研究の成果を含め、ホームページ等により、広く一般に普及啓発を行う。

(2) 研修事業

1) 一般研修事業

適正処理とリサイクルを広く推進していくため、協会主催や東京都、東京商工会議所などの協力を得た共催研修会、東京都等からの受託講習会を実施する。

2) 講習会事業（許可申請に関する講習会）

東京都内で実施される許可申請に関する収集・運搬、処分課程及び特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を、主催機関である（公財）日本産業廃棄物処理振興センターなどに協力して実施する。

① 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・更新）

新規講習会	産業廃棄物 収集運搬課程	6回
	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	1回
更新講習会	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	6回
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処分課程	0回

② 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	16回
-----------------------	-----

(3) 相談指導事業

会員その他業界関係者や一般企業、都民からの協会への問い合わせに的確に対応するため、専任相談員を中心に下記の相談指導業務を着実に実施していく。

- ①廃棄物の定義・区分、処理委託契約等の廃棄物処理制度に関すること
- ②収集運搬、処理施設、処分先の紹介、斡旋に関すること
- ③産業廃棄物管理票（マニフェスト）、電子マニフェストに関すること
- ④許可申請講習会に関すること

2. 環境対策事業【公益的事業】

(1) 環境活動

公益的役割を果たしていくために、①さまざまな環境活動への参加と、②次世代を担う子供たちに向けた環境学習活動に取り組む。また、③必要な公益寄付を行う。

(2) 環境対策事業

産業廃棄物によって生じたと認められる環境問題に対応するため、行政からの要請等を踏まえ必要な対策を行う。所要財源は環境対策基金の積み立てにより確保していく。

(3) 災害廃棄物対策事業

東京都等と連携・協力し、災害廃棄物処理活動を必要に応じ行う。また国の災害廃棄物に係る検討結果を踏まえ、活動が適切に行えるよう協力協定の具体的な内容を詰めるとともに、広域連携の推進、演習等を行っていく。所要財源は環境対策基金による。

3. 普及事業【その他事業】

(1) 普及事業

1) 普及・広報活動

協会の諸活動について、協会ホームページ等により普及・広報活動を行う。
また、必要に応じ処理業者に対する適正処理の推進・確保に向けた支援・助成

を行っていく。

2) 協会発行図書等の有償頒布

「マニフェストシステムがよくわかる本」((公社)全国産業廃棄物連合会発行)等の有償頒布、車両表示板製作斡旋等を行う。

3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)普及事業

廃棄物処理法で義務づけられている産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、(公社)全国産業廃棄物連合会及び建設六団体副産物対策協議会から販売を受託する。また、電子マニフェストについて加入を促進し普及に努める。

(2) 機関誌の発行事業

会員に対する基本的な情報伝達手段として、機関誌『とうきょうさんぱい』(昭和58年4月創刊)の発行を継続するとともに、より親しまれる会員必携の機関誌として、的確迅速な情報提供と一層の内容の充実を図っていく。

(3) 会員事業

協会の目的達成のため、会員の増強を図るとともに、適正処理・資源循環に向けた士気の高揚と事業の発展に資するよう交流事業を行う。

1) 会員研修事業

各社共通課題に対する研修を、職層やテーマに応じて効果的に実施していく。また、内外処理施設見学研修、事例研究、話題に即した講演会などを実施する。

2) 会員交流・増強事業

- ① 会員の連携強化と協会の活性化を図るため、総会後の懇親会、賀詞交歓会等の交流事業を行う。また、部門別の交流・活性化を図るため、多摩支部、青年部、女性部の諸活動を積極的に展開していく。
- ② 法人化30周年記念事業を実施する。特に総会後の懇親会を記念祝賀会として実施する。
- ③ 会員数の維持・増加を図るために積極的に活動を展開する。また、会員の協会への関心と貢献を高めるため、新入会員懇談会等の事業を行うほか、引き続き賛助会員への対応の強化に努める。
- ④ (公社)全国産業廃棄物連合会、関東地域協議会の諸活動に積極的に参画していく。また、適正処理の推進と業界発展に向け、排出業者等の団体と活発に協力・交流を進めていく。

3) 顕彰・表彰事業

顕彰及び表彰規程(平成25年12月11日)に基づいて以下の表彰を行う。

① 優良事業所表彰(新規)

正会員の模範となる事業所について5件程度表彰する。

② 優良従事者表彰

正会員の推薦を受け、常任理事会の選考により、10～15名程度表彰する。

推薦の基準：産業廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分業務に10年以上従事し、年齢40才以上の者で、業務に精励し業績が他の模範となる者

③ 功労者表彰(新規)

協会の事業推進に功労のあった役員等について表彰する。

④ 安全衛生表彰(新規)

安全意識の向上又は労働災害等の防止に成果をあげている事業所又は従事者について表彰する。表彰は、その内容により特別会長賞、会長賞(2件程度)、安全衛生推進委員長賞(5件程度)をもって行う。

なお、表彰者のうち要件を満たすものについて、全国産業廃棄物連合会表彰に推薦を行う。

4. 管理運営

26年度においても、会員数の減少が予測されるなど厳しい状況にある。このため、引き続き組織率の向上と経費節減に努め、協会の活性化と財務体质の強化を図る。

5. 委員会活動

(1) 総務委員会

協会活動の基本的事項や委員会・部会に横断的に関係する事項の調整を行う。また、具体的な検討、調整を行うため、必要に応じて分科会を設置していく。

26年度は引き続き「法制度検討委員会」において、諸課題の集約と論点整理を行う。また、東京における災害廃棄物について「災害廃棄物検討委員会」を設け検討を進めることとする。

(2) 広報委員会

引き続き、協会活動及び業界情報、法規制の動向について機関誌『とうきょうさんぱい』を中心に「正確・迅速」な情報伝達を行っていく。

- ・媒体は『とうきょうさんぱい』を基本に協会ホームページの活用を更に推進する。
- ・委員会、部会活動の詳細を取り材し、その目的達成のためのサポートを行う。
- ・一方向の情報発信だけでなく、会員各位の意見を集めることとする。
- ・費用対効果を常時検証する。
- ・「30年史」の編集を行う。

(3) 中間処理委員会

異物混入問題については、火災や爆発など重大な事故につながりかねないだけに、平成26年度も引き続き取り組みを強化していく。具体的には、前期に実施したアンケート結果を東京都に報告するとともに、排出事業者の理解を深めるためのポスター・リーフレットの配布、東京都が主催する排出事業者向けの講習会カリキュラムへの盛り込みなど、様々な施策を検討し提案していく。

放射能問題については、これまでアンケートを2回実施し、結果の集約は終了しているが、事態が一定の落ち着きを見せていることから、今後の状況を把握しながら取り組み内容について検討していく。

他委員会との連携強化については、すでに異物混入問題で収集運搬委員会と連携して取り組んでおり、今後も必要に応じて各委員会との連携強化・情報共有を進める。

(4) 安全衛生推進委員会

廃棄物減少に伴う競争の激化等、処理業界の経営環境は厳しい競争状況が続いている。だからこそ、安全衛生活動を積極的に推進する必要がある。委員会では、協会員各位の安全衛生活動の推進を目的とした安全衛生活動推進ポスターの配布、東京都労働局による研修会や各種講習会、ヒヤリハット事例の募集・公表等の活動を行っていく。

また、安全衛生活動の推進により労働災害の減少に努めた企業・事業所及び役員・従業員等の表彰制度の運用を開始し、協会員の意識高揚を図る。

(5) 医療廃棄物委員会

医療廃棄物の安心安全な適正処理と現場での事故ゼロを徹底するために知恵を出し合って創意工夫をし、どう徹底させるかを模索する一年にしていきたい。

適正処理を徹底するためには、新システムである電子マニフェスト+優良業者の組み合わせをどう広めていくかが課題だが、現実はその事より価格に重きが置かれている場合が多いので、これをどう乗り越えて行くかも課題である。また、事故は作業中の車の操作から廃棄物の持ち出しまで、あらゆる場面で起こりうる可能性があるので、一つ一つを想定し、行政・排出事業者・処理業者が協力、連携をして事故ゼロを目指す必要がある。

また今年、委員会としては初めての試みとして、行政担当者の方ご出席の下に、勉強会参加者全員によるディスカッション形式の意見交換を実施したが、人の意見を聞いて一人一人に気づきが出来たりヒントを得たり、抱えている課題解決の糸口がつかった様子だったので、このオールディスカッション形式は平成26年度も継続実施していきたい。

(6) 収集運搬委員会

東京都との災害時の廃棄物処理協力については、平成26年度も継続して対応していく。

他委員会との連携では、中間処理委員会と合同委員会を開催し、引き続き異物混入問題の対応について取り組んでいく。東京都にも協力を依頼し、排出事業者に対し危険物混入ゼロの要請を目指すため具体的な活動を行う。

また、全国産業廃棄物連合会の収集運搬部会の検討事項を委員会内でも考えていく。平成26年度も2ヶ月毎に委員会を開催する。

(7) 建設廃棄物委員会

日本国内は、1990年代以降の経済低迷で「内向きになりがち」と言われていたが、

2020年に東京五輪の開催が決定し、インフラ整備に関する建設やセメント業界での特需が予想されている。

当委員会でも、この社会心理的な高揚感が従来の沈滞ムードを一掃することに期待しつつ、東北震災復興等と協調する流れの中で、再生碎石や建設汚泥（建設泥土）の利用先の拡大を関係諸団体とともに推進していきたい。

具体的には、例年通り委員会を3回、勉強会を2回、他団体と合同での施設見学を1回行うこととし、加えて他県との意見交換会も予定している。

(8) 多摩支部

- ・社会情勢や環境の変化に適合した支部会、研修会の開催
- ・先進的な設備や高度な技術を持った施設等の見学会を実施
- ・東京都多摩環境事務所との適正処理意見交換会の実施
- ・災害時における東京都と多摩地域の連携体制の構築及び災害廃棄物の処理問題に備えた対策の提言や情報の共有・発信

以上の事を平成26年の主要事項とし、今後も組織の充実と会員相互の親睦を深める場となるよう支部の活動を進めていく。

(9) 青年部

昨年9月には、皆様方のご厚情により、発足20周年記念式典を盛大に行うことが出来た。迎える今年度は新たな気持ちで業界全体の底上げに寄与するべく、部会員の増強や部会員同士の結束強化、有益な情報の発信に尽力していく。

主な活動予定は、4月の「アースデイ東京2014」での小学生を対象とした環境学習の実施、11月に行われる全国産業廃棄物連合会青年部協議会「全国大会」へ向けたCSR（テーマは「BCPの普及」）活動の継続である。

(10) 女性部

- ①「環境教育の企画・実施」…小学生を対象とした産業廃棄物業界ならではの環境教育を創り出し、実施する。
- ②「勉強会の実施」…産業廃棄物関連からエネルギー問題と勉強してきた女性部だが、環境問題と幅広い範囲から取り上げるテーマを検討し、勉強会を開催する。
- ③「CSRとしてのボランティア活動の実施」…日常の中でできる寄付活動を取り上げて実施していきたい。
- ④「部内の情報の共有化」…部活動の中で定期的に部員各社の取り組み等を発表する機会を作り、部内での密なコミュニケーションを図る。
- ⑤「関東地域協議会女性部会の活動」…千葉、埼玉、群馬と連携を取りながら、女性ネットワークの拡大につながる活動を実施する。

平成26年度収支予算
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	26年度予算額 A	25年度予算額 B	増減 A-B	増減比 A/B	25年度 決算見込額	備 考
事業活動収支の部						
事業活動収入						
1 入会金収入	260	260	0	1.000	200	
①正会員入会金収入	220	220	0	1.000	180	11社
②賛助会員入会金収入	40	40	0	1.000	20	4社
2 会費収入	74,386	72,600	1,786	1.025	75,108	
①正会員会費収入	71,388	69,260	2,128	1.031	72,110	平均575社程度
②賛助会員会費収入	2,998	3,340	△ 342	0.898	2,998	平均 61社程度
3 事業収入	66,375	65,970	405	1.006	75,476	
①研修事業収入	1,050	1,050	0	1.000	5,400	
②許可申請講習会事業収入	14,750	14,750	0	1.000	14,750	
③普及事業収入	1,092	890	202	1.227	1,294	協会図書頒布料等
④マニフェスト普及事業収入	40,748	40,800	△ 52	0.999	44,881	減収補填を含む
⑤機関誌発行事業収入	5,555	5,300	255	1.048	5,811	機関誌広告料
⑥会員事業収入	3,180	3,180	0	1.000	3,340	賀詞交歓会会費等
4 雜収入	395	460	△ 65	0.859	395	
①受取利息収入	50	60	△ 10	0.833	50	
②雑収入	345	400	△ 55	0.863	345	
事業活動収入計	141,416	139,290	2,126	1.015	151,179	
事業活動支出						
1 事業費支出						
A 適正処理推進事業	142,127	131,865	10,262	1.078	135,048	
①調査研究事業費支出	37,837	36,980	857	1.023	40,956	
②研修事業費支出	9,532	9,454	78	1.008	9,227	
③相談指導事業費支出	19,372	18,676	696	1.037	23,072	
B 環境対策事業						
④環境対策事業費支出	8,933	8,850	83	1.009	8,657	
C 普及事業						
⑤普及事業費支出	3,254	3,270	△ 16	0.995	3,235	
⑥機関誌発行事業費支出	3,254	3,270	△ 16	0.995	3,235	
⑦会員事業費支出	101,036	91,615	9,421	1.103	90,857	
2 管理費支出						
⑧事業活動支出計	44,448	43,025	1,423	1.033	45,042	
事業活動収支差額	20,934	20,924	10	1.000	19,865	
30周年記念事業費	35,654	27,666	7,988	1.289	25,950	30周年記念事業費
2 管理費支出	15,596	15,137	459	1.030	14,964	
事業活動支出計	157,723	147,002	10,721	1.073	150,012	
事業活動収支差額	△ 16,307	△ 7,712	△ 8,595	2.114	1,167	
投資活動収支の部						
投資活動収入						
①特定資産取崩収入	11,000	0	11,000		0	
退職給付引当資産取崩収入	11,000	0	11,000		0	
30周年記念事業引当資産取崩収入	2,000	0	2,000	皆増	退職給付の発生	
投資活動支出						
①特定資産取得支出	9,000	0	9,000	皆増	0	事業実施年
退職給付引当資産取得支出	1,155	2,478	△ 1,323		36,478	
環境対策基金引当資産取得支出	1,155	1,478	△ 323	0.781	1,478	職員構成の変化
30周年記念事業引当資産取得支出	0	0			35,000	
②固定資産取得支出	0	1,000	△ 1,000	皆減	0	積立完了
固定資産取得支出	1,000	1,500	△ 500	0.667	1,000	
投資活動支出計	1,000	1,500	△ 500	0.667	1,000	分煙対策等
投資活動収支差額	2,155	3,978	△ 1,823	0.542	37,478	
8,845	△ 3,978	12,823	—		△ 37,478	
財務活動収支の部						
財務活動収入	0	0	0	—	0	
財務活動支出	0	0	0	—	0	
予備費支出	2,500	2,500	0	1.000	0	事業支出の1.6%程度
当期収支差額	△ 9,962	△ 14,190	4,228	—	△ 36,311	
前期繰越収支差額	54,316	83,330	△ 29,014	0.652	90,628	
次期繰越収支差額	44,354	69,140	△ 24,786	0.642	54,317	

(注記) 1 借入金限度額 該当なし

訂正とお詫び

本誌第282号12～13頁に掲載の(公社)全国産業廃棄物連合会・石井会長のご挨拶につき、実際の発言と異なる個所がありました。正しくは以下のとおりです。石井会長並びに読者の皆さま、関係者各位にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

(石井邦夫氏挨拶全文)

一般社団法人東京都産業廃棄物協会の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は、当連合会の諸事業に対しまして、皆様方の多大なるご理解とご協力を賜り、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、経済分野で明るい兆しが見え始めた半面、風水害の自然災害が猛威をふるい、各地に多大な被害をもたらした一年でした。

今後、更なる景気回復を、本格的に軌道に乗せるためには、有効な成長戦略の実行は当然として、これからは、「安心」をキーワードとした、社会づくりが重要であろうと考えております。

東京都におかれましては、2020年の夏季オリンピック・パラリンピックの開催に向けた準備が、これから本格化するものと存じますが、何よりも世界中の人々が安心して集える国際都市・東京であることが大切かと思います。

このようなことを踏まえまして、災害対策における産業廃棄物処理業の活用や、優良な業者が市場で優位となる環境の整備が必要であること等を、当連合会では常々訴えているところであります。この流れから思いますのは、2020年の東京オリンピックが先進的な廃棄物処理業には大変関心のある祭典になるということです。東京都は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの環境ガイドラインを作成いたしました。その中で、廃棄物のエネルギー化、あるいは再生可能エネルギーの活用というものを、基本的な考え方の一つ目である環境負荷の最小化の具体策としております。廃棄物処理の世界では低炭素化社会の構築が重要な課題となっておりますが、2020年には東京が環境先進国として、いかに廃棄物をエネルギーにし、CO₂削減に貢献するかが大切なこととなります。またそれは、日頃行っておりますリサイクルの高度化によって成し遂げられるものであり、これを世界に訴えることができる場所は、オリンピック東京大会になるということになります。会員企業の皆さん、あと6年間であります。是非その間に準備されて、環境先進都市としてさすがと言われるようなものを提供し、業界として“おもてなし”が実現するすばらしいオリンピックにしようではありませんか。

当連合会では、安全にかかわる諸課題に取り組み、国民に信頼される産廃処理業として、わが国の循環型社会・低炭素化社会の形成に向け、これまで以上に貢献して参りたいと考えております。

本年も、皆様方のご指導・ご鞭撻を頂戴できれば幸に存じます。

最後になりますが、この一年が皆様にとりまして、すばらしい年でありますよう、お祈り致しまして、新年のご挨拶といたします。

本年もよろしくお願い申し上げます。

事業場におけるメンタルヘルス対策の進め方

安全衛生推進委員会は、平成26年2月27日(木)14時30分から、グリーンホール（千代田区神田須田町）に於いて、今年度第3回となる研修会を開催した。今回は心の健康にスポットを当て、講師に臨床心理士・シニア産業カウンセラーの深瀬砂織氏（（独）労働者健康福祉機構東京産業廃棄物保険推進センター内メンタルヘルス対策支援センター）を招き『事業場におけるメンタルヘルス対策の進め方』をテーマに、職場を取り巻くメンタルヘルスの現状、メンタルヘルス対策の進め方、取り組み事例を中心に講義を聴いた。



講習会会場

■メンタルヘルスとは

精神面の健康だけでなく、精神的なストレスによる身体的な不調（疲れ、頭痛等）や行動に表れる問題（たばこの本数が増える、他人に対して攻撃的になる等）も、メンタルヘルス不調である。従って、“心”にとらわれず、幅広く考える必要があるとのことだ。

い不安、悩み、ストレスを感じている。

ストレスの内訳は職場の人間関係、仕事の質、仕事の量の3つが毎回トップ3にあげられるそうだ。また、精神障害の労災請求・認定件数はこの10年で約5倍に急増しており、平成24年度では請求1257件、認定475件となっている。

■メンタルヘルス対策の進め方

こうした状況の中、厚生労働省は『労働者の心の健康の保持増進のための指針』を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進している。



事業場におけるメンタルヘルス体制を構築するには、労働安全衛生のPDCAと同様の考え方で進めればよい。

まず、事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明し、組織を作り、中長期目標（社内に不調者がいれば「不調者を減らそう」、いなければ「働きやすい職場を作ろう」等）を設定し、誰が何をするか文書化する（Plan）。ある程度計画を作成したら、実施してみて（Do）、評価し（Check）、見直す（Action）。

メンタルヘルスケアとは、この場合は“治療”ではなく“対応”と捉え、①セルフケア、②ラインによるケア（上司・同僚）、③事業場内産業保健スタッフ等によるケア、④事業場外資源（医療機関や外部専門家の活用）によるケア、の「4つのケア」が継続的・計画的に実施されるよう、職場の関係者が連携することが重要だ。

■体制構築のポイントと事例

対策を効果的に進めるために大切なことの1つとして、職場環境の把握と改善がある。例えば、女性は男性よりも筋肉量が少なく皮膚が薄いためエアコンの影響を受けやすい。温度設定ひとつをとっても、ストレスの感じ方は人それぞれなのだ。メンタルヘルス体制構築の際には、労働者の意見を聴きながら、事業場の実態に即した取り組みを行うことが大事で、最初から大きな目標を掲げず、できるところからまず始めてみることが重要だ。

取り組み例として、「体制を整えたいけれど担当者は自分の業務で精一杯」という会社で、職場環境についての簡単なアンケートを取ってみたところ、物理的な改善点が明らかになったため、エアコンの風が当たらないところに机を移動、加湿器を設置、通路の整理整頓等で業務効率を見直した。同時に上司と部下、同僚同士が顔を見て声掛けを実践した。メンタルヘルスケアとは関係がないように思えたが、社内が相談しやすい雰囲気となり、その後、研修やニュースレターの発行、相談窓口が設置できたのだそうだ。

講義の後半では、自社での取り組み状況、困っていること等をグループ討議した。「不調を抱えた従業員は、上司に誤解されて解雇されるのではないかと不安を感じてしまう。経営者がメンタルヘルスを理解し積極的に取り組んでほしい」「残業時間の多い従業員は、不調を訴えていても産業医と面談させている」等の意見が出されていた。

最後に、不調の原因が、相談のしにくく介護、子育て、借金など、私的な悩みの場合もあるので、担当者は多岐にわたる問題について情報収集し、複数の専門機関・相談先を探しておくとよい。また、担当者が1人だと負担が大きく、疲れ切って辞職してしまう例も珍しくないので、必ずグループで取り組むようにしてほしいとのことだ。

※「心の健康づくり」や取り組み例については厚生労働省ウェブページをご参照ください。<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

(取材 塩沢 美樹)

■職場におけるメンタルヘルスの現状

5年に1度実施されている労働者健康状況調査（労働省）によると、働いている人の約6割が仕事や職業生活に関して強

都から受託の「産業廃棄物処理業者向け(入門)講習会」を開催 ～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～

東京都産業廃棄物協会は、東京都からの平成25年度受託事業として「産業廃棄物処理業者向け(入門)講習会」を6回にわたり実施した。廃棄物処理業に従事して5年以内の方を対象にした適正処理の為の基礎知識や実務に関する内容で、昨年度のアンケートで寄せられた意見を参考に、午前・夜間の時間帯開催も実施した。開催日時と場所は別表のとおり。

講師は、昨年に引き続き、(公財)東京都環境公社・森浩志理事長と、(株)五十嵐商会・篠原周治代表取締役常務の2名にお願いした。

参加者数は計235名、参加比率は協会員34%、協会員外66%であった。



朝から大雪の中、大勢の受講生が参加（フクラシア品川会場）

主催の東京都環境局から、廃棄物対策部産業廃棄物対策課・小林幹明課長、産業廃棄物技術担当・土屋隆之課長、不法投棄対策担当・新井進課長が、各回の開催挨拶に立ち、大要次のとおり述べた。

「平成23年の改正廃棄物処理法の施行により、排出事業者の責任が更に強化される中、廃棄物問題への都民の注目も増しています。平成23年度の都内の産業廃棄物の総排出量は2,380万トン、そのうち上下水道汚泥を除く産業廃棄物927万

トンの70%にあたる660万トンはリサイクルされています。リサイクルできなかつた約100万トンは最終処分されますが、都内に最終処分場がないことから、ほとんど他県で処分されている状況です。こうした廃棄物の適正な流れに反する不法投棄は、関東地方においては、件数、量ともに減少傾向にありますが、なかなか根絶にいたっておりません。不法投棄件数の約7割が建設廃棄物です。建物の解体工事から発生する廃棄物が大きな割

合を占めている現状を踏まえ、都では解体工事現場に立入りし、分別状況や処理ルートの確認指導を行って不法投棄の事前防止を図っています。今後は2020年のオリンピック・パラリンピック大会開催に向け、都内で大規模な建設工事が想定され、大量の廃棄物の発生が見込まれます。都では、とくに再資源化率の低かった建設泥土について、平成19年に東京都廃棄物規則の改正を行い、廃棄物処理法の特例措置である再生利用指定制度の充実を図るなどして、建設副産物のリサイクルの推進にも取り組んでいます。また、PCBやアスベストなどの有害廃棄物についても引き続き適正処理の促進に取り組んでまいります。

本日の講習会の内容は、東京都産業廃棄物協会が処理事業者の皆さんに向け、入門コースとして適正処理の基礎知識などについてわかりやすく理解できるよう工夫された内容です。廃棄物処理法に則り適正な手続きを行い、処理を進めしていくことは、皆さま方の会社の責務であり、お客様である排出事業者を守ることでもあります。いちど不法投棄などの事件が発生すると、不適正処理をした人、会社はもちろん、排出事業者も社会的な制裁を受けることになります。将来の産業廃

棄物業界を担う皆さんにおかれましては、本日の講義内容をしっかり身につけ、会社の信用を高めるとともに、業界の信用を高める中核となっていただけることを期待しております。」



森講師



篠原講師

講義内容は、廃棄物の定義と分類、廃棄物処理の目的と処理・処分、排出事業者の責務、法規制の変遷、法令や条例の体系と廃棄物処理法の概要、保管と処理基準、委託とその手続き、マニフェストの取扱い、作業の安全確保と事故時の対応、処理業の将来に大切なこと等、約3時間半で産業廃棄物処理についてひととおり学べる内容となっている。

講義終了後に実施した参加者へのアンケートには「講義が大変わかり易かった」「最近発生した事故事例が紹介されていて参考になった」「自社の従業員教育にこのテキストを利用したい」などの意見が寄せられていた。

(取材 塩沢 美樹)

開催日時と場所

	日 時		場 所
第1回	12月9日(月)	13:00 ~ 17:00	トヨタドライビングスクール東京(立川市羽衣町)
第2回	12月13日(金)	13:00 ~ 17:00	テクノプラザかつしか(葛飾区青戸)
第3回	1月14日(火)	① 9:00 ~ 13:00	エッサム神田ホール(千代田区神田鍛冶町)
第4回		② 16:00 ~ 20:00	
第5回	2月10日(月)	13:00 ~ 17:00	トヨタドライビングスクール東京(立川市羽衣町)
第6回	2月14日(金)	13:00 ~ 17:00	フクラシア品川(港区高輪)

委員会報告



建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

平成26年2月3日(月)15時より13名の委員により建設廃棄物委員会が開催された。

まず、1月28日に開催された再生コンクリート碎石等の調査打合せについて事務局が報告した後、今後の調査の進め方について協議した。再生碎石の問題については関東地域で温度差があるため次回の会議において再度、関東各県において調査を実施する意向の確認を行った上で検討委員会を立ち上げ、調査内容について検討することとした。

次に建設廃棄物処理・処分価格実態調査表の集計結果について事務局より報告があり、調査結果について検討した。

最後に、建設廃棄物委員会から法制度検討委員会への検討テーマとして提案した「過積載について」高橋委員より現状報告があった。また、今後の検討事項として過積載と欠格要件について協議され会議は終了した。

青年部（有吉部長）

平成26年2月13日(木)13時より10名の幹事により幹事会が開催され、アースデイ2014の運営及び協会30周年事業について協議した。

次回の幹事会は3月19日(水)15時より開催する。

続いて、幹事会終了後の15時から8名の幹事により、移動して施設見学会を実施した。訪問先は、エコウェル京浜島（大田区京浜島2-17-2）で、新しく青年部へ入部されたアースサポート（株）の中間処理場である。

エコウェル京浜島では昨年から主に事業系不燃物を受け入れ、中間処理や選別ラインを活かしたきめ細かいリサイクルを行っている。また、大きな特徴として、障がい者の就労支援事業所であるNPO法人と連携し、障がい者の雇用確保を前提とした廃棄物処理を行っていて、同社の地元島根県で確立した「環境と福祉の融合」という新しいスタイルを東京でも実現すべく奮闘させていた。

この場をおかりしまして、今回の急な見学に対応していただきました尾崎社長、営業部の橋本様、ありがとうございました。

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成26年2月26日(水)15時30分より8名の委員により開催された。

医療廃棄物勉強会の開催が3月28日(金)に決まった。内容は東京都環境局より発表があった「在宅医療廃棄物の適正処理に関する検討会のとりまとめ」を中心にした講演後に、フリーディスカッションを行う。講師は東京都廃棄物対策部に依頼する事となった。

〔埼玉県からのお知らせ〕

埼玉県の県外産廃事前協議制度が変わります！

「埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が改正されます。改正要綱は、平成26年4月1日から施行されます。

○改正のポイント

1. 優良産廃処理業者へ搬入する場合の特例措置の緩和

(改正前)

搬入先の中間処理業者が優良産廃処理業者で、かつ廃棄物再生事業者の場合は事前協議不要

(改正後)

搬入先の中間処理業者が優良産廃処理業者の場合は事前協議不要

2. セメント製造事業者へ搬入する場合の特例措置の新設

(改正前)

特例措置なし

(改正後)

搬入先の中間処理業者がセメント製造事業者（廃棄物の再生利用（熱利用を含む）を行っている場合）は事前協議不要

3. 電子マニフェストを使用する場合の特例措置の新設

(改正前)

特例措置なし

(改正後)

排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者の3者が電子マニフェストを使用し、かつ収集運搬業者及び中間処理業者が過去5年間不利益処分を受けていない場合は、事前協議を届出制に緩和

[添付書類]

- ・電子マニフェスト加入証
- ・収集運搬業者、中間処理業者の許可証

※許可の更新が行われたときは、定期に更新後の許可証による届出が必要

お問い合わせ先： 埼玉県環境部産業廃棄物指導課

監視・指導担当（TEL：048-830-3136）

詳細は、[埼玉県産業廃棄物指導課ホームページ](#)にリンクしてください。

全産廃連発第 221 号
平成 26 年 2 月 5 日

各正会員 会長・理事長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
理事・収集運搬部会長 高橋俊美

貴協会会員企業における過積載防止の注意喚起について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

環境省は、平成 25 年 3 月 29 日付けで「行政処分の指針について（通知）」を発出し、本通知において、収集運搬業者が道路交通法に違反して廃棄物の過積載を行い的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者に対しては、欠格要件に該当し、許可の取り消し対象となることを明文化しています。このため、過積載は、道路交通法違反のみならず、廃棄物処理法において産業廃棄物収集運搬業の存続に関わる重大な問題となっています。

一方、排出事業者（荷主）が収集運搬業者に過積載をさせた場合、排出事業者の責任のみならず収集運搬業者も責任を厳しく問われます。ついては、排出事業者となり得る中間処理業者におかれましても過積載をさせた場合、罰則が適用されます。

貴職におかれましては、傘下会員企業に対し、過積載の違反行為がなきよう、別添資料の周知を図る等、過積載の防止に向けて特段のご配慮を下さいますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・「過積載は、荷主にも罰則が適用されます！！」（警察庁、国土交通省、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 平成 13 年作成）
- ・「産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）」（環境省通知（平成 18 年 12 月 27 日 環廃産発第 061227006 号）より抜粋）
- ・「荷主勧告制度改正の概要」（国土交通省 HP より（平成 26 年 1 月 22 日掲載））

（担当：調査部 戒能）

1 過積載に対する荷主への措置等

過積載をさせた場合、荷主の責任も追及へ！

■荷主の方へ（発注条件が大きく影響を与えます）

トラック運送事業者が法令を遵守し、安全で良質なサービスを提供していくためには荷主がムリな発注条件を提示するところがないようご協力いただくことが不可欠です。また荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及されます。※荷主とは、真荷主のほか、下請事業者に対する元請事業者等利用運送事業者も含まれます。

●過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法）

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはいけません（道路交通法第 58 条の 5 第 1 項）、これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の「再発防止命令」（道路交通法第 58 条の 5 第 2 項）が出されます。

罰則

再発防止命令に違反すると、6 カ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金が科せられます。



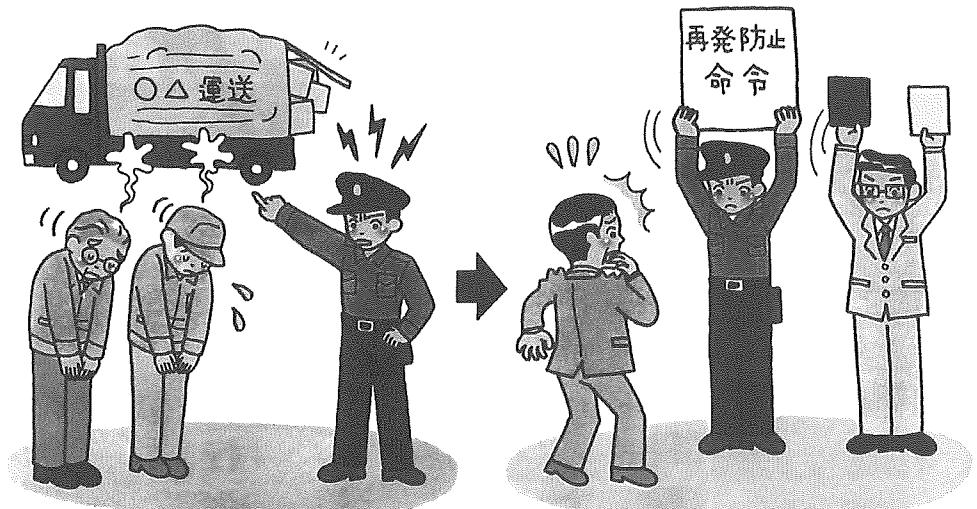
●協力要請書（イエローカード）、警告書（レッドカード）及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）

・違反事業者に対して、貨物自動車運送事業法第 33 条の規定による過積載違反の行政処分を行なう場合、荷主に対しても過積載運行の再発防止等のための協力要請書を発出します。

・上記により、過去 3 年間に 2 回、協力要請書を発出した荷主に対し、警告書を発出しています。

○国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、
・どうしても過積載しなければ、輸送できないような依頼をした場合。
・過積載となることがわかつていいながら過積載運行を要求した場合。
荷主に対し、再発防止の措置を執るよう勧告します。

※協力要請書 3,658 件
警告書 6 件
(平成 12 年 9 月 30 日現在)



◇過積載運行に係る荷主の事業種別は、1) 建設業、2) 製造業 3) 卸小売業の順になっています。

2 過積載に対する事業者への措置等

過積載をさせた場合、運行管理者の資格取消や事業許可取消につながり、社会的な信用が失われます。

■事業者の方へ

過積載運行は事業許可の取消につながり、荷主、従業員との信頼関係や社会的信用を失うこととなります。

●自動車の使用者に対する主な処分（道路交通法）

1. 過積載車両に係る公安委員会による指示

過積載運転が行われた場合は、運転者に対して罰則等を適用するとともに、将来における過積載を防止するため、過積載を防止する措置を講ずるべき責任のある車両の使用者に運行管理を改善させる必要があります。

この場合、公安委員会は、車両の運行管理の改善を図るため、自動車の使用者に対し、過積載を防止するため必要な措置を執ることを指示します。

2. 過積載運転に係る自動車の使用制限処分

自動車の使用者が業務に際し過積載を下命し、又は容認した場合や、上記1.で公安委員会の指示を受けた自動車につき1年以内に再度過積載運転行為が行われた場合には、公安委員会は、自動車の使用者に対し、3カ月を超えない範囲内で自動車を運転し 又は運転させてはならない旨を命じることとなります。

3. 罰則

(1) 自動車の使用制限命令違反（上記2.の命令に違反した場合）

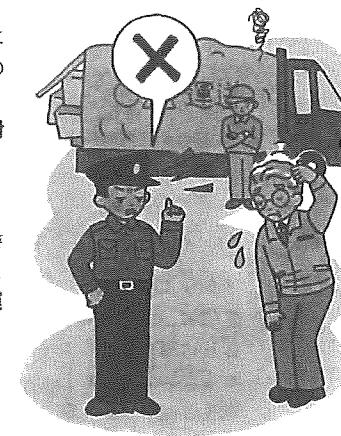
3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

(2) 自動車の使用制限に関する標章を破損し、汚損し又は取り除いた場合

2万円以下の罰金又は科料

(3) 過積載を下命・容認した場合

6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金



・公安委員会の指示・指示後の使用制限処分	
指 示	指示後の使用制限
3,060両	4件

(平成12年・警察庁調べ)

・過積載に係る背後責任追及状況				
下命・容認	再 計	教諭・附隨	計	
75	553	10	638	

(平成12年・警察庁調べ)

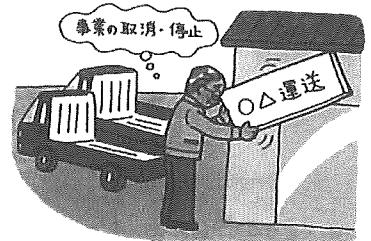
●トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）

以下の表の基準により、車両停止処分が行われます。

	初回	2回目	3回目	4回目
過積載の程度が5割未満のもの	10日×違反車両数	30日×違反車両数	60日×違反車両数	200日×違反車両数
過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日×違反車両数	50日×違反車両数	130日×違反車両数	330日×違反車両数
過積載の程度が10割以上のもの	30日×違反車両数	80日×違反車両数	200日×違反車両数	500日×違反車両数

◎悪質な場合は事業許可の取消処分が行われることもあります!!

過積載運行を行うと、初めての違反でも車両停止処分となり、再違反について車両停止期間の大幅延長、事業許可の取消等厳しい処分が行われます。



◎さらに運行管理者の資格も取り消されます!!

運行管理者の業務についての法令違反があり、かつ、次のような場合等は、運行管理者資格者証の返納命令が発令され、資格を取り消されます。（資格者証の交付を受けている代務者等についても適用されます。）

●有責的重大事故を引き起こし、多数の死傷者を生じた場合その他社会的影響の大きい事故の場合

●過労運転若しくは過積載運行等が計画的又は恒常に繰り返し行われていた場合

●乗務を開始しようとする運転者に対し点呼を怠り又は点呼を実施したにも拘らず、酒気帯び状態の運転者を乗務させていた場合など

運行管理者資格者証の返納を命じられた者は、一定期間運行管理者資格者証の交付を受けることができなくなり、改めて運行管理者試験に合格する等の資格者証の交付要件を満足しないと運行管理者になることができません。

3 過積載に対する運転者への措置等

違反点数、反則金のほかに、民事訴訟で損害賠償責任が生じる場合も。

■運転者の方へ

過積載運行により事故を起こすと、会社が処分されるだけでなく、民事訴訟においては運転者に対しても賠償責任が生じることとなります。

●運転者に対する措置（道路交通法）

1. 自動車検査証の提示、重量測定受認義務
2. 過積載を解消するための応急措置
→積荷の現場取り下ろし、警察官による通行指示
3. 違反点数及び反則金

過積載	大型車	普通車
5割未満	2点	3万円
5割以上10割未満	3点	4万円
10割以上	6点	10万円

*6点は免許停止、罰則は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金



東日本大震災における東京都の災害廃棄物処理について

1 はじめに

平成23年3月11日の東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理は、岩手県及び宮城県では、環境省の処理目標である平成26年3月をもって完了しました。東京都における災害廃棄物の広域処理も、平成23年11月3日の受入開始から平成26年2月21日の受入終了までの2年4ヶ月で合計167,891トンを受け入れました。この受入処理量は、東北地方を除けば、広域処理量全体の約6割を占め、被災地の復旧・復興に大きく貢献しました。

災害廃棄物を受け入れた自治体は岩手県宮古市、大槌町、釜石市、陸前高田市、山田町、大船渡市、宮城県石巻市、女川町の5市3町に及んでいます。

2 受入処理の特徴

東日本大震災で発生した災害廃棄物は、津波に襲われた地域の生活そのものが瓦礫と化したもので、震災直後は、仮置場に様々なものが集積されていました。東京都は、被災地自治体と処理状況の情報を共有しつつ、仮置場の現場及び処理の進捗状況を確認しながら、廃棄物の質的な面や量的な面で被災地だけで処理することが困難な災害廃棄物を受け入れました。可燃性廃棄物（木くず等）は、都内区市町村に処理を依頼し、受入可能な都内清掃工場で処理を行い、廃棄物（建設混合廃棄物、廃機械・機器類、廃プラ系混合廃棄物及び漁網系混合

廃棄物）は、民間処理業者の処理施設で受入処理を進めました。

都内清掃工場で処理する可燃性廃棄物（木くず等）は、受け入れる全ての清掃工場の炉形式で対応できる廃棄物の組成に合わせて、被災地で調整する方法を探用しました。災害廃棄物の処理に当たっては、焼却処理量の10%以下で通常の家庭ごみと混合して処理を行うことにより、通常の家庭ごみの焼却処理への影響を極力抑制することに努めました。

また、都内の民間処理業者は、廃棄物や漁網のような処理困難な廃棄物もリサイクルできるなど高い技術力を有しており、被災地で処理が難しい災害廃棄物について、都内の先進的で信頼性の高い廃棄物処理・リサイクル施設において、安全かつ確実に処理を行うことができました。民間処理施設では、宮城県女川町の可燃性廃棄物を除く136,463トンを5市2町から受け入れ、その量は都内受入量の8割を超えます。

3 おわりに

このように東京都の災害廃棄物の受入処理が円滑に進んだのは、都民の理解のもと、都内区市町村や民間処理業者が一体となり、被災地の復興を支援するという共通の目的をもって、協力関係を築き上げた成果だと認識しております。ご協力いただいた東京都産業廃棄物協会の皆様には改めて感謝申し上げます。



搬出前



搬出後

表紙の言葉

●今月の写真：ジンベイザメ（甚平鮫）〔学名：Rhincodon typus
英名：Whale（クジラ）shark（サメ）〕

●撮影者：阿部 秀行 氏 ●撮影地：モルディブ共和国（水深10m以内）

●撮影者コメント：「モルディブ共和国は、スリランカ南西のインド洋に浮かぶ26の環礁や約1,200の島々からなり、約200の島に人が住んでいます。高温多湿の熱帯気候。海拔の最高が2.4mという平坦な地形であるため、近年の海面上昇と珊瑚礁の死滅により、国土が消滅する危険にさらされており、1m海面が上昇すると国土の80%が失われると言われている国です。

ジンベイザメは、サメとしても魚類としても最大級の大きさの魚として人気があり、水族館で見ることができますが、海で間近に見るジンベイザメの迫力には圧倒されます。全世界の熱帯から温帯にかけての外洋域に分布し、日本近海には初夏に暖流に乗ってカツオとともに北上してきます（日本近海では、私は見たことがありません）。特徴は、口が吻端（ふんたん）近くにあり、背中から尾にかけて数本の縦縞と白色または黄色の斑紋があり、甚平柄に似ていることから日本名がつけられました。全長18mに達し、体重は数十tに及びます。性質はおとなしく人間を襲うことはありません。卵はメスの胎内で孵化した後、40cmから60cmに達した状態で出産されます。約30年で成魚となり60年から70年の寿命だそうです。エサはプランクトンが主食であり、水面で捕食するため、海面近くを泳いでいることが多く、スキンダイビングでも見ることができます。」

【投 稿】

産廃業界初！ 高俊興業株・東京臨海エコ・プラントの電力使用抑制策が 省エネ大賞・中小企業庁長官賞を受賞！

高俊興業株式会社では2008年に社内に「温暖化対策推進会議」を設置し、省エネ活動に取り組んできた。特に、2011年の東日本大震災を契機に使用電力の抑制が求められる中、工場プラントの運転を工夫することにより消費電力量の大幅な削減を図った。こうした取り組みについて「電力使用ピーク時間帯における電力使用の抑制と省エネ」と題して「省エネ大賞」に応募したところ、「中小企業庁長官賞」を受賞、去る1月29日(水)、東京ビッグサイト・レセプションホールにて表彰式が開催された。(一財)省エネルギーセンター事務局の話によると、産業廃棄物業界で受賞するのは初めてのことである。



表彰状を受ける社長

「省エネ大賞」とは、一般財団法人省エネルギーセンターが主催し、経済産業省が後援するもので、弊社が応募した省エネ事例部門と製品・ビジネスモデル部門に分かれ、優れた省エネ活動事例や技術開発等による先進型省エネ製品等を表彰することにより、省エネルギー意識の浸透、省エネルギー製品の普及促進に寄与することを目的としている。毎年、5月から7月にかけて応募を受け、書類

審査を通過すると公開の場で行われる「地区発表大会」(平成25年度は10月4日に開催、東日本、西日本の2か所)で発表し、審査を受ける。その後、現地確認審査(一部)を経て経済産業大臣賞、資源エネルギー庁長官賞、中小企業庁長官賞、省エネルギーセンター会長賞が決定される。応募から受賞決定まで半年を要し、受賞者には「地球環境とエネルギーの調和展」にて開催される受賞者発表大会で受賞内容の解説が義務付けられている。応募者・受賞者は名だたる大企業が多く、長期にわたって緊張感が求められた。

受賞内容を紹介すると、冒頭のとおり弊社では2008年に「温暖化対策推進会議」を設置し、東京臨海エコ・プラントのエネルギーの81%を占める電気使用量の削減を主に検討し、プラント設備の運転監視強化、高効率照明器具の導入などの節電対策を実施してきた。2011年3月

11日に発生した東日本大震災における電力危機により、計画停電や緊急時調整契約の依頼を受け、私たちに改めて「節電」の意識を強くもたらし、より効果的な対策を検討することとした。検討過程の中で、電力使用量の削減のみならず、ピーク電力の削減が電力危機に大きく貢献できることが分かった。搬入量が変動する廃棄物を適正に処理しながらプラントを効率的に運転し、デマンド値の管理を強化して電力ピーク時間帯(13時～16時)での電力使用抑制を実施することとした。

そのため、まず、現状把握としてどの時間帯が最も多く電力を消費しているのか電力需要曲線入手するとともに、プラントの運転パターンを確認した。そのうえで①電力使用制限(前年比15%)実施中の運転方法、②電力使用ピーク時間帯での電力抑制方法、③緊急時調整依頼がきても影響の少ない運転計画を策定することとし、プラント運転部門、廃棄物処理担当部門も会議メンバーに加えて、文字どおり全工場一丸となって知恵を絞った。その結果、①電力制限時間帯での運転を少なくする、②補修時間を電力ピーク時間帯に行う、③昼休み時間帯を13時からに変更する、④ライン運転の集中を避け、電力使用の平準化を図る、⑤始業点検、終業点検は変更しないを柱とした新たなプラント運転を実施するものとした。

実施後の成果としては、抑制電力(デマンド)50%目標に対し60%、電力使用制限15%に対し19%と超過達成することができた。また、作業時間の超過につい

ては、通常の時間外の範囲であり、新たな設備投資は行っていない。

電力使用ピーク時間帯における使用電力の抑制は、震災後の電力使用制限対策として実施してきたが、年間の電力使用量も削減することができ、継続して実施しているところである。

省エネ大賞選考委員長を務められた東京電機大学の高村淑彦教授からは「従来から省エネルギー活動を活発に推進しており照明設備の高効率化、空気圧縮機の台数抑制及びインバータ制御機器の導入などの設備の更新とともに、処理対象物に合わせた作業方法の実施など作業改善にも取り組んでいる。こうした実績とともに節電対策に挑戦し、ピーク時間帯電力の62%削減を達成した。中小企業において省エネルギーを進めるための好事例である。」との講評をいただいた。

今回の受賞を励みとし、引き続き節電対策、CO₂排出量の削減を推進し、微力ながら地球温暖化防止に寄与したいと思っている。

(高俊興業株)



表彰式を終えて

【投 稿】

(株)東亞オイル興業所のインドネシアにおける 廃油リサイクルに関する実証研究事業について

1. はじめに

当社の油性廃棄物再資源化の取り組みに関連して、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（略称 NEDO）より「平成25年度 環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト/アジアにおける先進的な資源循環システム国際研究開発・実証」を実施する委託先として、平成25年12月10日に採択されました。

本件の経緯及び内容等について簡単にご説明させていただきたいと思います。

2. 経緯について

当社は1950年3月に創業以来、65年目を迎えます。東京都台東区上野で廃エンジンオイルを中心として廃潤滑油等の廃油を回収し、再生重油という燃料を提供する廃油リサイクル事業から開始。その後、油性廃棄物全般を対象として適正処理及びリサイクル事業を行い、業務を拡大してまいりました。

しかし昨今の日本経済の低迷・少子化・製造業の空洞化等により、自動車の販売台数の減少が進み、当社が創業以来取扱ってきた車両から排出される廃エンジンオイルの排出量は、減少の一途を

辿っております。

そこで、将来における事業存続と当社が長年培った廃油リサイクルの技術を世界で生かしたいという考えの下、縮小する国内マーケットから成長著しい海外マーケットへ目を向け、4~5年前より中国や東南アジア地域についてF／S（実現可能性）調査を行ってまいりました。

当初、独自で中国瀋陽市での調査を開始。その後、環境省や中小企業基盤整備機構からご支援をいただき、より深い調査を進めてまいりました。

その後は、東南アジア地域で最大の2億5千万人近くの人口をもち、親日家も多く、政治的にも安定しているインドネシアに 관심を持ち、調査を計画しました。

そのような中、経済産業省より「平成24年度インフラ・システム輸出促進調査等委託費（アジアリサイクルビジネス展開可能性調査事業）」を実施する委託先として採択され、本格的にインドネシアにおける廃油リサイクル事業について検討をいたしました。

すべてのインドネシアの島々や都市を調査することは困難でしたが、スマトラ島（メダン）、ジャワ島（ジャカルタ、

スラバヤ）、バタム島、カリマンタン島（サマリンダ、バリクパパン）を調査し、またインドネシア環境省から北スマトラ州環境局や東カリマンタン州環境局等の行政の紹介を受けると共に廃油排出事業者、回収業者、リサイクル業者等の民間事業者へのヒアリングや施設見学を重ね、ほぼインドネシア全体の廃油リサイクル事業の概要について把握することができました。

その結果インドネシアでは、アメリカの高度な水素化精製技術を導入し、燃料ではなく再生潤滑油を製造する日本より高度な技術水準をもつ大会社があり、廃油の回収金額についても日本で回収する金額の倍の値段で廃油が取引されているなど日本と異なるビジネス環境であると再認識させられました。

3. 当社のインドネシアでの廃油リサイクルについての実証研究事業について

上記の結果を踏まえ、当社は、東カリマンタン州のバリクパパンとサマリンダの中間にあるサンボジャという場所で、廃油リサイクル事業（①廃油からより多くの軽質油を再生する事業②コンクリート剥離剤製造事業）の実証研究を行う提案をNEDOに行い、平成25年12月10日に採択されました。

東カリマンタン州は、炭鉱や油田等が数多くあり、そこで使用されるスーパーダンプや大型の鉱山重機等から廃油が排

出されるが、東カリマンタン州には適正なりサイクル技術を持つ業者がいないことと、東カリマンタン州環境局から紹介を受けたタンククリーニング事業を行うPLKK社（PT Pengelola Limbah Kutai Kartanegara）から工場用地を借り受けることができたことからカリマンタンでの実証研究事業を行うに至りました。

インドネシアは、財政悪化に伴い燃料に対する補助金をカットする方針がでており、燃料価格が倍以上になることや技術的な面で当社の長年のリサイクル技術の延長で行えることなどから、より軽質油分を抽出していく技術を検討していくと考えました。また大型のコンクリート造の建造物や公共工事を日本の大手ゼネコンが受注する中で、認知度は低いがコンクリート剥離剤（廃トランス油から製造される）の強力な潜在的需要が認められることなどからインドネシアの工事現場に即したコンクリート剥離剤を検討する事業を行うことを決断いたしました。

上記2事業は、全体で月間1,000tの廃油を取扱う予定で、来年度初めに着工し、年度末には竣工・試運転を行う予定であります。

（株）東亞オイル興業所

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part 77

何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1 一般道路で	走行中	自転車が歩道から突然、車道に出てきて接触しそうになった。	常に周囲の状況をよく確認し、どんな状況にもすぐ対応できるよう、余裕のある運転をする。
2 一般道路で	交差点内を走行中	交差点を左折する際、後方からバイクがすり抜けてきて巻き込みそうになった。	交差点を右左折する時は側面、後方確認を確実に行ない、徐行する。
3 一般道路で	二車線道路の右側を走行中	交差点を青信号で通過中、対向車線の車が右折ってきて接触しそうになり、びっくりした。	青信号でも常に危険を予測した「かもしれない運転」をする。
4 一般道路で	走行中	トレーラーがハザードを点けた状態で左車線から追い越し車線を抜けて、交差点で右折した為、接触しそうになった。	車間距離に十分な余裕を持ち、危険を避けられるような運転を心掛ける。
5 一般道路で	走行中	前方に落下物があり危なかった。	常に周囲の確認を行うよう心掛け、想定外の出来事にも対応できる運転を心掛ける。
6 高速道路で	走行中	強風の日に、自車が風で煽られ、ややスリップし、ヒヤリとした。	スピードを抑え、ハンドルを両手でしっかりと握り、何かにハンドルを取られても対応できるようにしておく。
7 現場で	現場から退場する時	ガードマンの誘導により現場から出ようとしたら、反対側から歩行者が出てきて、接触しそうになった。	ガードマンの誘導だけに頼らず、自分でも左右の安全確認を忘れずに行うよう心掛ける。
8 工場内で	作業中	2台の重機が旋回中に、アーム同士が接触しそうになった。	作業前にオペレーター同士で旋回方向について話し合い、接触事故の起こらないよう注意を払いながら作業を行う。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

地球温暖化対策

コンセントの向こう側

日本政府は、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけるエネルギー基本計画の政府案を決めた。しかし、いまだに福島第一原発の汚染水漏えい等の報道が後を絶たない中、多くの国民が原発に対する嫌悪感と不安感をぬぐえないでいることも事実だ。原発事故以降、原子力を学びたいという学生が減っているという。原発技術者が育たなければ、原発の安全な利用だけでなく、廃炉作業にも問題が生じかねない。いまこそ10年後、20年後の日本のエネルギーをどうしたいのか、きちんと議論する必要があるだろう。

突然だが、あなたは永遠に生きたいと思われるだろうか。日本人研究者の活躍がめざましい再生医療の最前線では、体の組織を培養し、交換可能な組織や臓器を生産するための研究が進み、それほど遠くない将来、実現するかもしれないところまでできている。遺伝子研究の分野では、生物の寿命を左右する遺伝子の存在が明らかになり、その遺伝子の役割とメカニズムが解き明かされようとしている。もしも人類が永遠に生きる技術を手に入れたら、人口はわずか35年で2倍になるらしい。世界人口が100億人になったら、40年間食べていくだけでも、過去1万年分の農業生産をすべて合わせたよりも多くの食料を生産しなければならないという。しかし気候変動や砂漠化、水不足等により、食料生産性は今後、急激に低下するとみられている。国連の推計によると人口が100億人に達するのは2100年だ。

国際環境NPO、グローバル・フットプリント・ネットワーク (Global Footprint Network、GFN) は、地球が1年間で再生成できる自然資源を人間が使い尽くした日を意味する「アース・オーバーシュート・デー (Earth Overshoot Day)」を毎年発表しており、2013年は8月20日だった。地球が初めて環境的赤字に陥ったの

は1970年12月29日で、年々早まっている。地球の資源が人口増加に対応できなくなったり、人類は他の惑星に移住するしかないという科学者もいる。地球型の惑星が近くに見つかっていない以上、住めそうな惑星に合わせて人間を改造しないといけないのでそうだ。そんなSFのような話も、科学技術の進歩の速さを見れば、現実となる日も遠くない気がしてくる。

東日本大震災の発生から3年、資源保護の精神は私たちの中に浸透したようにも思えるが、計画停電の心配がなくなったら、いつの間にか、駅や商業施設の電灯はまた煌々と灯され、全てのエレベータが稼働しているではないか。あらゆる便利なモノが、コンセントに差し込むだけですぐに動く社会をこのまま持続させたいのであれば、コンセントの向こう側について、もういちど真剣に考え、行動するべきかもしれない。

(吉本花子 記)

<参考>

『世界がもし100億人になったなら』(スティーブン・エモット著、マガジンハウス刊)、NHK『地球ドラマチック』、 AFPニュース他

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成24年8月31日発行）の掲載頁

鹿島建設(株)東京土木支店

(賛No63) 【旧住所】 〒107-8477 東京都港区元赤坂1-3-8

【旧電話番号】 03-6406-8651

【旧FAX番号】 03-3746-6885

228ページ

↓
【新住所】 〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27

国際新赤坂ビル東館18階

【新電話番号】 03-6838-0326

【新FAX番号】 03-6838-2473

中田屋(株)

(No.5077) 【旧代表者名】 代表取締役社長 伊藤 清

【旧住所】 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-18-3 錦三ビル

【旧電話番号】 03-3293-6781

【旧FAX番号】 03-3295-7169

105ページ

↓
【新代表者名】 代表取締役社長 中田 勇

【新住所】 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2

東京サンケイビル15階

【新電話番号】 03-5204-1886

【新FAX番号】 03-3277-3277

(株)リサイクルワン

(賛No194) 【新社名】 (株)レノバ

231ページ

【旧住所】 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-10-13

渋谷Rサンケイビル6階

【旧電話番号】 03-5774-0600

【旧FAX番号】 03-5774-0601

↓

【新住所】 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2

東京サンケイビル18階

【新電話番号】 03-3516-6260

【新FAX番号】 03-3516-6261

オリックス環境(株)

(No.2116)

【旧住所】 〒105-0014 東京都港区芝2-14-5

オリックス芝2丁目ビル

【旧電話番号】 03-5418-4806

【旧FAX番号】 03-5418-4097

↓

【新住所】 〒273-0017 千葉県船橋市西浦2-16-1

【新電話番号】 047-432-6711

【新FAX番号】 047-432-6716

城南島エコプラント 売却先決定!!

昨年の12月に公募売却が発表された、公益財団法人東京都環境公社施設である「城南島エコプラント」（土地：約8,820平米〔東京都所有〕、建物：約6,490平米〔東京都環境公社所有〕、最低価格16億円）の売却先が、2月5日決定になりました。

会員の間で、価格による入札になったことや、売却額がどこまであがるか、売却先がどこになるかなど大変話題を呼んでいましたが、

① 売却先（落札者） 大成ロテック株式会社

② 落札価格（税抜） 28億4,800万円

内訳 土地 22億1,076万円

建物 6億3,724万円

という結果になりました。なお、引渡しは3月末までの予定とされています。

城南島エコプラントは、平成9年10月、都内の中小企業等が排出する産業廃棄物の都最終処分場への受入れと不適正処理の防止を目的とした、廃プラスチック類等の産業廃棄物の破碎処理施設として設置され、操業を続けてきたのですが、廃プラスチック埋立てゼロの政策の下、都最終処分場への廃プラスチック類の受入れが停止となつたため、平成25年3月末をもって事業終了となつていたものです。長い間、お世話になりました。

(専務理事 古川)



環濠（環壕）の謎

狩猟採集に基づいていた縄文時代には、経済的な争いの動機があまりなく、集団同士が殺し合う「戦争」というものもなかったようだ。また、戦争のための武器もなかったようだし、ムラを守り固めるということもなかった。

環濠と環壕 ところが、弥生時代は戦争が始まった時代であり、弥生の早期には防御を固めた環濠を持つ集落があらわれた。環濠集落である。環濠と一般には表記しているが、「濠」と記す場合は水をたたえたものをいい、水をはらない空壕（からぼり）の場合は「壕」と表記するのが正しい。塹壕（ざんごう）の壕という字だ。壕の中に立つと大変な作業をよくやったものだと感心させられる。

環濠とはどんなもの 弥生の早期に現れたものの例としては、福岡市那珂（なか）遺跡の低台地上で見つかった環壕がある。集落は径140m×160mの楕円形で、外濠と内濠の二重環濠で囲まれていた。一般的には、沖積平野にある集落には水濠で囲んだ環濠集落が、台地上や丘陵上に立地している集落には空濠で囲んだ環濠集落がみられる。濠（壕）は、幅5m程度、深さ2～4mで、断面の形はV字型や逆台形になっている。居住地全体を囲むのが大半だといわれるが、貯蔵穴群だけを囲む場合もあるという。首長の居宅や神殿をもう一重囲むケースもある。ややこしいので濠で統一するが、濠は二重、三重やそれ以上になることもあり、濠の外側や内側に土塁や柵をめぐらすものもあるという。

外濠のなか（外区）に一般の人々が、内濠のなか（内区）には特定の家族集団が占地していたと考えられている。朝鮮半島にすでにあった環濠集落には、環濠の内に住む集団と外に住む集団という階層が存在していたようだが、玄界灘沿岸地域に最初に定着した環濠集落において

も、ムラのもっとも重要な部分を濠で囲むというスタンスが見られる。しかし、弥生早期の板付遺跡などでは、外濠がまず掘られ、後から内濠が生まれており、最初から濠の外に住む階層が存在していたわけではないようだ。

弥生中期には、近畿や中部地方の沖積平野で環濠集落が特に発達し、大環濠集落として大変有名な奈良県唐古・鍵遺跡の場合、径400mの集落域の外側を4条からなる幅100～150mの環濠帯が取り囲んでいるという。

東京近辺にも 関東や中部高地でも、弥生中期には台地上に環濠集落が現れ、横浜市大塚遺跡では竪穴住居群と高床倉庫を環濠と土塁が囲んでおり、環濠外には方形周溝墓（ほうけいしゅうこうぼ=四角い形の周りに溝を掘った墓地）群が営まれている。図-1でもわかるように大変はっきりしたもので、筆者はこの写真が気に入っている。



図-1 環濠集落（神奈川県横浜市大塚遺跡）
木下正史『倭國のなりたち』（132頁）

なお、弥生の後期に最盛期を迎えた佐賀県吉野ヶ里遺跡は、巨大環濠集落へと成長し、低丘陵上全域の南北1キロ東西450mの範囲が環濠で囲まれるようになる。

環濠の出入口は戦いのときのポイントとなるところで、滋賀県守山市下之郷遺跡では、出入口付近で石剣や石鎧、弓、銅剣などが集中的に発見され、実戦の舞台であったことが明らかになっている。環濠のルーツは二つ とりあえず、水田稻作とともに伝わってきたと考えられている環濠集落だが、居住域の周囲に水をたたえた濠（ほり）をめぐらした形態の集落=環濠集落のルーツは中国にある。中国の長江中流域で最古の稻作が確認されたことで有名な湖南省八十塘（バシタン）遺跡などで、今から8000年前には出現していたといわれる。新石器時代の中国では、その後、環濠と土塁が発達し、やがて中国の都市は周囲に城壁をめぐらす城市的形態をとるようになる。環濠はやがて朝鮮半島の各地でも採用され、日本列島には弥生時代早期に出現するに至る。

一方、空壕（からぼり）の環濠集落は、内蒙ゴを起源とし、黄河中・下流域に広がって、山東半島から朝鮮半島南部、北九州に伝播した東方ルートと、渤海（ほっかい）湾の北から吉林、沿海州に達し、日本海をも越えて日本列島の北端に達した北方ルートとがあるという。黄河中流の西安市半坡（はんぱ）遺跡では、幅、深さとも5～6mにも達する断面V字型の環濠が、長軸200mの楕円形をなしている。6500年前のものだそうだ。そして、中心部には内濠が存在し、なかには長方形の大型建物があり、弥生環濠集落の特別の集団を内濠で囲むという二重構造の源流ともいえる。

伝来ルートは三つ 水田稻作とセットになって伝わってきた水をたたえた環濠と、内蒙ゴ由来の空壕（からぼり）の環濠の東方ルートとは、朝鮮半島で交差するような形で北部九州に伝播してきたが、問題なのは、北方ルートの環濠だ。昔は、北のほうから文化が伝わってくるとは考えてもいなかったのだが、発掘・発見が

積み重ねられ、大陸から北海道・北東北に様々なものが伝わっており、コメ（陸稻）の伝来にも北方ルートがあるらしいという謎については以前にふれた。



図-2 北方ルートで伝わった環濠（苦小牧市静川16遺跡。苦小牧市埋蔵文化財調査センター提供）寺沢薰『王権誕生』（65頁）

東北北部では、西日本の弥生時代前期に相当する時期の環柵（かんさく=壕ではなく柵をめぐらした）集落があちこちで発掘されているが、北方ルートの決定版が北海道の縄文中期に遡る環濠集落の発見だ。図-2の苦小牧市静川十六遺跡もその一つで、40m×56mの瓢箪型の環濠の三箇所に出口があり、竪穴住居2軒だけが環濠内にあり、他の15軒は環濠の外にある。

北部九州より先に北海道に環濠集落が出現している謎については、初めて知ったときは驚いたものだ。そうなると、たとえ陸稻であろうとイネが北方ルートで伝來した可能性はもはや消すことはできない。いつの時代も固定観念に囚われてはいけないのだが、光（文化）は西（中国→九州→）からという固定観念は改めなければならない。

*『倭國のなりたち』木下正史（2013年
吉川弘文館：日本古代の歴史①）

*『王権誕生』寺沢薰（2008年講談社学術文庫：日本の歴史02）

（専務理事 古川 芳久）



弁護士

芝田 麻里



法制度検討委員会において、「過積載を原因として欠格要件に該当するとして許可が取り消されるという事例があるか」とのご質問をいただきましたので、今回と次号との2回にわたって、過積載と欠格要件についてお話ししたいと思います。

1 過積載とは何か

車両に積載をする積載物の重量が道路交通法上の制限重量を超えて積載を行った場合、当該積載のことを「過積載」といいます（道路交通法57条1項、58条の3第1項）。また、道路交通法上の制限重量とはどのような重量かというと、政令に規定があるとされており、政令では、自動車検査証（車検証）に記載された重量であるとされています。

そこで、結局、過積載とは、車検証に記載された重量を超えて積載を行った場合であるといえます。

2 過積載を行った場合に欠格要件に該当するか

(1) 欠格要件に該当する場合

では、過積載を行った場合に欠格要件に該当するかですが、ご存知のように、欠格要件に該当する場合とは、簡単にまとめると以下のようになります。

- ① 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなった日から5年を経過しない者
- ③ 処理法、環境関連法令、刑法204条（傷害罪）、206条（現場助勢罪）、208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合及び結集罪）、222条（脅迫罪）、247条（背任罪）、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなった日から5年を経過しない者
- ※執行猶予期間が経過した場合は、刑の言渡し自体が失効するので、5年を待つことなく資格回復します。
- ④ 処理法及び浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- ⑤ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑥ 暴力団員等でなった日から5年を経過しない者
- ⑦ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(2) 過積載と欠格要件

過積載を行った場合、上記欠格要件のうち、②の「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなった日から5年を経過しない者」に該当する可能性があります。

なぜなら、過積載を行った場合、以下のように、道路交通法違反として罰金刑又は禁錮以上の刑罰を受ける可能性があるからです。

- ア 故意に（＝重量オーバーであることを知って）過積載を行った場合（故意犯）

6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金（道路交通法118 I ②）

- イ 過失で（＝重量オーバーであることを知らずに）過積載を行った場合（過失犯）

3ヶ月以下の禁錮又は10万円以下の罰金（道路交通法118 II）

このように、過積載は、過失で行った場合であっても、「3ヶ月以下の禁錮」という重い刑罰が規定されている違法行為なのです。

なお、「禁錮」とは、懲役刑と同じく刑務所において身柄拘束を受けますが、懲役刑は刑務所において労働義務があるのに対し、禁錮刑の場合は労働義務がない、という刑罰です。

3 過積載を理由として懲役刑（禁錮刑）に処せられる事例があるか

過積載について懲役刑又は禁錮刑が定められているとしても、実際には過積載を理由として懲役刑、禁錮刑に処せられることがないとすれば、欠格要件該当をおそれる必要はないことになります。

そこで、実際に、過積載を理由として上記刑罰を受けるのかが問題となります。

過積載のみを理由として上記刑罰を受けた事例はあるのでしょうか。

(1) 過積載のみを理由とする懲役刑ないし禁錮刑の事例

過去の判例などからは、過積載のみを理由として上記刑罰を受けたとされる事例は見当たりません。また、警視庁、検察庁、全日本トラック協会等に聞き取りを行ったところ、過積載のみを理由とする懲役刑もしくは禁錮刑で処罰されたとする事例の見聞もしくはデータはない、とのことでした。

(2) 過積載+自動車運転過失致死傷

もっとも、過積載を行ったのみならず、過積載を行った事実に加え、人身事故を起こした場合、すなわち、自動車運転過失致死傷の結果が発生した場合には過積載についても懲役刑が適用された事例があります。

では、過積載に加え自動車運転過失致死傷で懲役刑を受ける行為とは、どのような行為でしょうか。

ア 過積載+自動車運転過失致死傷で懲役刑を受けた事例

(ア) 事例1

Xは、①最大積載量の3倍を超える木材を不安定な状態で大型貨物自動車の荷台に積み運転を開始したうえ（＝過積載の事実）、②カーブが連續する下り勾配の道で運転を続け、荷台に不安定な状態で積載していた木材を道路右側に落下させ、これにより、Xの進路右側端に停止していたA運転の普通貨物自動車に多数の木材を衝突させ、Aを死亡させたほか、Aの車両の同乗者らB、C、D、E、Fに傷害を負わせました（＝自動車運転過失致死傷の事実）。

(イ) 解説

上記行為によって、Xは、懲役2年の実刑に処されました。

制限重量の約3倍を超える大幅な過積載の事実に加え、積載の方法も積載物である木材をワイヤーロープ1本で緊縛したのみという不適切なものであり、積載が非常に不安定な状態で運転を継続したこと、下り勾配の道でエアタンクの圧力が低下していることに気が付き、そのまま運転を継続すればブレーキが効かなくなって、減速できないままカーブに進入することにより、遠心力等が作用し、不安定な状態で積載している積載物を落下させるおそれがあったにも関わらず、運転を継続した結果、積載物を落下させることにより、多数の死傷者を出したことが重く評価されたといえます。

イ 過積載+自動車運転過失致死傷で罰金刑を受けた事例

これに対して、過積載の事実に加え、人の死傷の結果が生じたにも関わらず、懲役刑とはならず、罰金刑となった事例があります。

(ア) 事例2

Yは、最大積載量を2倍から3倍を超える過積載を日常的に行っていたのですが（過積載として起訴事実は6件）、ある日、最大積載量の3倍を超える産業廃棄物であるがれき等を積載した状態で車両（大型トラック）を運転し（=過積載の事実）、また、車両の日常点検を行っていないかったため、タイヤとホイールハブの締結のためのボルト8本のうち2本が破断していることに気が付かないまま運転を開始し、高速道路を走行中、残りの6本のボルトがすべて破断したことにより、車輪を脱落逸走させ、Aが運転する車両のフロントガラスに脱落した車輪を直撃

させ、同フロントガラスを破壊させ、同車輪をAに直撃させ、Aを脳挫傷により即死させたほか、同乗者であるB、C、Dに対してそれぞれ傷害を負わせた（=自動車運転過失致死傷の事実）という事例です。

(イ) 解説

本件では、Yは、過積載の罪に関しては、罰金20万円の刑を受けました（自動車運転過失致死傷の点については1年8ヶ月の禁錮刑）。

(3) まとめ

事例2は、人の死傷の結果が生じているのは事例1と同様であり、罪状として相当重いと思われるにもかかわらず、過積載の点については、罰金刑にとどまっています。

事例1では、過積載を行ったことが、直接人の死傷の結果につながった（積載物を人に直撃させ、人を死亡させた）のに対し、事例2では、過積載の事実はあったものの、過積載であったために人の死傷につながったわけではなく、人の死傷の直接の原因はボルトの破断にあつた点が異なるといえ、そのため、過積載の事実については罰金にとどまつたといえるかもしれません。

事例1と事例2からは、過積載の事実のみでは、懲役刑ないし罰金刑を受けるということは、相当稀であるといふことがいえそうです。

もっとも、過積載については、刑事罰のみならず行政処分を受ける場合があり、懲役刑等を受ける可能性が低いからといって過積載をおざなりにすることはできません。

次回は、過積載と行政処分等を中心にみていきます。

～協会の主な今後の日程～

（平成26年3月1日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
3	3	月	*平成26年度講習会 4月開催講習会 日程公表日	
	4	火	全国産業廃棄物厚生年金基金；予算代議員会 15：10～ 多摩支部 幹事会 14：30～／適正処理意見交換会 15：00～	日本生命丸の内ビル 立川市民会館
	5	水	中間処理委員会 15：00～	協会会議室
	10	月	受託事業講習会「静脈産業をめぐる最新状況に関する講習会」13：00～17：30	千代田区・砂防会館
	11	火	全産廃連； 正副会長会議 12：00～／ 理事会 13：30～	全産廃連会議室
	12	水	広報委員会 10：00～ 常任理事会 13：30～／ 第8回理事会 14：30～	協会会議室
	14	金	関東地域協議会；事務責任者会議 15：00～	協会会議室
	17	月	収集運搬委員会 15：00～	協会会議室
	18	火	安全衛生推進委員会 15：00～	協会会議室
	19	水	青年部 幹事会 15：00～	協会会議室
	20	木	女性部 幹事会 13：30～／ 全体会 15：00～	協会会議室
	24	月	*平成26年度講習会 日程公表・手引き配布開始日	
	25	火	総務委員会 14：00～／ 常任理事会 15：00～	協会会議室
	26	水	女性部「環境教育」処理施設見学ほか 法制度検討委員会 15：00～	（加藤商事株） 協会会議室
4	28	金	医療廃棄物委員会； 医療廃棄物勉強会 15：00～	協会会議室
	1	火	*平成26年度講習会 受付開始日	
	9	水	広報委員会 10：00～ 常任理事会 13：30～／ 第9回理事会 14：30～	協会会議室
	10	木	中間処理委員会 13：00～	協会会議室
	18	金	第52回関東地域協議会； 会長会議 12：00～／ 協議会 14：00～／ 懇親会 17：00～	青山ダイヤモンドホール
5	22	火	常任理事会 15：00～	協会会議室
	23	金	第2回定期総会／ 講演会／ 法人化30周年記念パーティー	青山ダイヤモンドホール

～会員企業の皆様へ～
本誌への広告を募集しております。

お問合わせは （一社）東京都産業廃棄物協会
電話 03-5283-5455

事務局だより まだまだ朝晩厳しい寒さが続く中、2月には2週連続で週末に関東は大雪に見舞われました。積雪量はいたるところで観測史上最多の積雪量となり、亡くなられた方、怪我をされた方が多数おられました。

又、都心部や平野部の交通機関は1日程度運休等で混乱しましたものの、2日目からは順次平常運行に戻りましたが、山間部を走る中・長距離路線の中には復旧まで1週間程度を要した所もありました。さらに主要な高速道路でも通行止めが相次ぎ、多数の山間部集落で長い間孤立状態が続いた地区もありました。

私が住む多摩地区でも路線バスが1日半程度運休し、近くにあるスーパーに買い物客が押し寄せ、売り場の品物が無くなる現象が出て家人も心細い思いをしたようです。

想定を超えた今回の降雪は、収集運搬業者の方も大変ご苦労されたのではと推察いたします。又自宅がある地域の話に戻りますが、同時期実施された市長及び市議会議員選挙の期間と重なった影響は無いと思いますが、おそらく予算措置が無

かった事が理由でしょう、雪が消えるまでの間行政による除雪は一度として実施されませんでした。その結果、2週間たっても歩道には雪の山が残り、ご高齢の方には歩行もままならない状態が長く続きました。

選挙期間中その実態を目の当たりにした新市長を始め市議会議員に選出された方は、是非今後予算をつけ、不測の事態に備えてもらいたいものです。

協会ではベテラン職員が2名、この3月末で退職します。その補充のためハローワークを通じ募集を呼びかけました。その結果、多数の（40名を超える）応募があり、正規職員の選考に当たっては作文を含め面接を実施しました。当然のことですがさすがに本業界の経験者はいないものの、他業種でのキャリアは十分あり選考に当たっては、関係者の間で十分議論し採用内定者を決定しました。

しばらくの間はOJTを中心に引継ぎを行っていますが、仕事の雰囲気等が理解できた時点を見計らい、OFFJTを実施し協会職員として早期に戦力化を図っていく予定です。会員の皆様にも声掛け等ご指導の程宜しくお願ひいたします。（片山）

編集後記

今年も既に弥生の月も後半に入りました。年明けから若い世代の国際舞台での活躍が大きく報道されています。アカデミック、芸術そしてスポーツと分野は多彩です。妙なプレッシャを感じることもなく、自由に自らを表現出来ることが成功の一因かもしれません。こうした成功は国民が気付いていない社会環境の変化によるものなのでしょうか。

舛添知事が就任され、その第一日目に首都高速道路の改修について報道されていました。コンクリートガラの再利用は大丈夫でしょうか。インフラ整備だけでなく、循環型社会の構築が一方で成熟していないと結局のところ、消費社会からの脱皮は出来ないかもしれません。

その都知事選挙ですが、脱原発は結局、否定されたのでしょうか。都政の課題はもちろん、これ

だけではないのでしょうか。現総理は元総理の指名後継者、意見の食い違い、そのようなことがこのような大問題において存在するのでしょうか。政治の世界は一般人には理解不能な面が多くあります。いつも余計な話をして申し訳ございません。

まもなく新年度を迎えます。いつも申し上げていることですが、終える年度について、当初計画がどのように実現したのか。それに基づいた新しい年度の計画の実現性はより高いものなのか。是非ともよく検証して頂き、より良い経営結果を達成して頂けることを祈念しております。

最近の協会財政状況で紙マニフェストの頒布状況がおもわしくないと事務局から報告されています。広報委員会としては、皆様にとってより有益な広報活動を実現し、正会員数が増加するよう知恵をだしてまいります。（乙顔）

とうきょうさんぱい 2014 第283号

発行人 高橋俊美
企画・編集 広報委員会
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。



〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…。それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667



私は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます